

食品ロスに関する商慣習実態調査及び事例集作成業務仕様書

第1 業務の名称

食品ロスに関する商慣習実態調査及び事例集作成業務

第2 業務の背景・目的

事業系食品ロスの発生原因として、フードサプライチェーンの商慣習がある。具体的には、「賞味期限」の到来前であっても、製造業者・卸売業者から小売業者への「納品期限」や、小売業者が店頭に並べる「販売期限」を過ぎた場合に食品を廃棄等するという「3分の1ルール」が指摘されている。その他には、受注から納品までの短いリードタイムや、欠品防止、日付順納品の遵守なども原因としてあげられている。これら商慣習の見直しとして、一部の食品関連事業者において納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化等が実施されており、国も取組事例や実施事業者の一覧を公開している。

他方、都道府県域で活動するような地域企業の取組事例は限られており、また、京都府ならではの食品やフードサプライチェーンに関する商慣習の実態は明らかになっていない。また、フードサプライチェーンにおける食品ロスの発生原因や望ましい取組は知られているが、府内の食品小売業者や食品卸業者に対する効果的な働き掛けは進んでいない。例えば、令和元年度推計値では、京都府内の食品小売業者及び食品卸業者による事業系食品ロス発生割合は全国より高い。

そこで、商慣習見直しに関する今後の働き掛けの方策を明らかにし、また働き掛けを行う際のツールを得るため、府内フードサプライチェーンにおける商慣習見直しの取組状況や見直しの阻害要因等に関する実態調査を行う。そして、調査結果に基づき今後の方策を検討するとともに、取組の方法やメリット等とまとめた事例集を作成する。

<参考ページ>

- ・農林水産省ホームページ 商慣習検討
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_3.html
- ・富山県ホームページ 商慣習見直しについて
<https://foodlosszero.jp/consumer/practice>
- ・京都府ホームページ 食品ロス削減に向けた取組
<https://www.pref.kyoto.jp/syokuloss/index.html>

第3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月16日（月）まで

第4 委託業務の内容

(1) 調査の実施

ア 調査対象事業者の選定

受託者は、調査の実施に当たり必要となる基本情報を収集した上で、府内全域の食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業）における商慣習の見直しの取組状況や見直しの阻害要因、優良事例を把握できるよう業種、規模、地域等を考慮し、ヒアリングの調査対象事業者リストを作成の上、府の承認を得ること。（府内に本社を構える企業（中小企業含む）や、京都府ならではの食品やフードサプライチェーン、京都府食べ残しゼロ推進店舗を優先的に選定する。）

※ヒアリング調査の件数：10 件程度

※事業所母集団データベース（総務省統計局）の名簿を元に対象を選定することも可能とする。

イ ヒアリング調査の実施

受託者は、府と協議の上、以下の項目に加え、本委託業務の目的を達成するために必要なヒアリング項目を提案し府の承認を得た上で、ヒアリング調査票を作成すること。

（共通事項）

- ・ 商慣習の現状、その要因
- ・ 食品ロス、それに伴う利益・損失の発生状況
- ・ 商慣習見直しに関する阻害要因、課題と行政に求める支援
- ・ 取引先への商慣習見直しの提案状況、その結果
- ・ 食品リサイクル法省令改正（努力義務規定等）の認識、今後の対応予定 等

（食品小売業、食品卸売業）

- ・ 納品期限、販売期限の設定状況
- ・ 納品期限、販売期限の緩和等の取組状況、その結果（食品ロス、コスト等）
- ・ メーカーの賞味期限表示の大括り化による効果
- ・ 消費者への啓発、その結果 等

（食品製造業）

- ・ 賞味期限表示の大括り化や賞味期限の延長等の実施状況、その結果（食品ロス削減、コスト等）
- ・ フードサプライチェーン（食品小売業等）における納品期限緩和の取組状況、その結果 等

受託者は、調査対象事業者に対し、調査依頼、ヒアリングの日程調整、ヒアリ

ング調査の実施等を行う。ヒアリング調査前に調査票等を送付・回収の上、回答内容を基にヒアリング調査を実施してもよい。ヒアリング調査については原則対面によるヒアリング調査を実施する。ただし、調査対象事業者等の都合等により、対面によるヒアリング調査が困難な場合は、府に承認を得た上でオンライン形式での実施も可能とする。

調査に関する調査対象事業者からの問い合わせには受託者が対応を行うこととする。

ウ 調査結果の分析及び調査報告書の作成

調査の結果を踏まえ、商慣習の見直しの状況・背景や、阻害要因、課題等を整理・分析し、報告書を作成すること。

- ・ 報告書は、調査概要及び調査結果により構成する。
- ・ 調査結果について、図表等を用いて報告書を作成すること。
- ・ 調査結果をもとに、可能な範囲で、業種、規模、地域等による分析・考察を行う。
- ・ 調査結果を踏まえ、可能な範囲で、業種別やフードサプライチェーンの段階別等に区分し、来年度以降の商慣習見直しに向けた働き掛けの方策を検討し提案する。例えば、一定意欲のある集団として、京都府食べ残しゼロ推進店舗の認定事業者を対象とする取組も考えられる。

(2) 食品ロス削減のための商慣習見直し事例集の作成

調査結果をもとに、商慣習の見直しの優良事例・取組事例（取組に至った背景、食品ロス削減・コスト削減の効果を含む）、取組方法等をまとめた事例集を作成する。食品関連事業者が今後商慣習の見直しに取り組むにあたって参考にすることができるよう内容とする。

○事例集は次の要件を満たすこと。

- ・ A4 版、フルカラーであること。
- ・ 取組事例は、文字だけではなく、写真やイラスト等も可能な限り掲載すること。

○掲載内容の構成（例）

- ・ 商慣習とは
- ・ 食品ロス発生状況等
- ・ 商慣習見直しの進捗状況、原因や国の動向等
- ・ 優良事例、取組事例の紹介

・府の取組紹介

(3) 完了報告

委託業務を完了したときは、受託者は、直ちに次の成果品を作成の上、業務完了報告書を提出すること。

<成果品>

事例集及び調査結果報告書（各 1 部）

電子データを収録した CD-R 又は DVD-R 1 枚

※電子データは、WORD、PDF、EXCEL（該当あれば）をそれぞれ納品すること。

なお、事例集の PDF ファイルは、ホームページ等掲載用として容量を最適化したものを納品すること。

<納品場所>

京都府総合政策環境部循環型社会推進課

<納入日>

令和 8 年 3 月 16 日（月）

第5 その他

受託者は、契約日から 1 週間以内に、業務実施計画書（様式自由）を作成し、本件調査の実施における調査責任者を選任し、府の承認を得ること。

- 1 本業務における成果品に係る著作権等の一切の権利は、本府に帰属するものとする。
- 2 成果物の原稿については、原則として京都府が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができること。
- 3 事業を実施する過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し修正を行うこと。
- 4 本仕様書に定めのない事項又は本業務に関して生じた疑義については、府と受託者で協議して決定することとし、本業務の実施に必要な協議については、府又は受託者の求めにより、適宜開催できるものとする。